

令和 7 年度重要文化財旧第九十銀行本店本館保存活用計画策定支援業務委託
仕 様 書

1 業務名称

令和 7 年度重要文化財旧第九十銀行本店本館保存活用計画策定支援業務委託

2 履行場所

盛岡市中ノ橋通一丁目 1-25 ほか

3 履行期間

契約締結日の翌日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

4 業務の目的

旧第九十銀行本店本館（以下、「旧第九十銀行」という。）は、明治期の洋風建築を代表する建造物であり、盛岡市の歴史的資産の一つである。本業務は、旧第九十銀行の文化財としての本質的な価値を明らかにし、保存と活用のための基本方針を検討し、積極的な利活用をはかるための指針となる保存活用計画の策定のための図面作成や調査・素案作成等の支援業務を行うもの。

5 適用

本業務は、本仕様書によるほか、次を参考に実施し、文化庁が示す指針等に沿った計画となるように行うこと。

- (1) 「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」平成 11 年 3 月文化庁文化財保護部長通知
- (2) 「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」文化庁
- (3) 「盛岡市指定文化財 旧第九十銀行本店保存・修理・活用工事報告書（第 2 版）」平成 15 年 3 月盛岡市発行
- (4) 「盛岡市歴史文化基本構想」盛岡市
- (5) 「盛岡市歴史的風致維持向上計画」盛岡市
- (6) 「岩手県文化財保存活用大綱」岩手県

なお、通知等については、最新版を参照すること。

6 業務の内容

(1) 対象区域

計画の対象区域は、旧第九十銀行（現「もりおか啄木・賢治青春館」）関連区域とする。

(2) 業務内容

ア 業務計画の立案

イを勘案し、業務の進め方、関係協議事項、工程スケジュール等の計画を立案する。

イ 資料の収集・整理及び現状把握

保存活用計画素案策定にあたり、既存文献資料・保存部材を収集・整理する。また併せて、これまでの各種調査成果、修繕経緯及び現地状況を確認し、建造物とその周辺の自然的、歴史的、社会的環境条件を把握する。また、対象区域に関する関係法令で上位計画等を必要に応じて参照し、逸脱のないよう留意する。

ウ 本質的価値の抽出

イについて解析、評価を行った上で、重要文化財である旧第九十銀行の本質的価値を明確にし、構成要素案を抽出する。また、保存活用計画素案を策定するにあたっての課題点等を取りまとめる。

エ 方向性の提案

明確化した価値を評価・整理し、建造物の各構成要素の取り扱いに関わる基本的事項並びに方針案を取りまとめる。

オ 保存に係る部位の設定の作成

- ・表（内外各部位）
- ・写真資料

カ 図面等の作成

建造物の保存に係る部位の設定図（内部1～2階、外部4面）
平面計画案、配置図の保存に係る区域等の設定。
建物等の区分、防災計画、保存活用基本方針、動線計画。

キ 調査支援及び資料の作成

調査に関連した資料（構成要素の写真等）の整理及び図化。

※作成する図面・資料、成果品等のデータはCADデータ（DXF）、JPG、イラストレーター、ワード等汎用性の高いいずれかのデータとし、併せてPDFデータも作成する。

ク 委員会の開催支援

保存活用計画案の策定に係る委員会の開催を支援することとし、委員会における事前資料、委員会資料の作成を行う。また、委員会には発注者の補助として参加し、委員会の議事録の作成、検討結果のとりまとめ等を行う。

※委員会の開催は令和7年度は2回を予定している。

7 納品物

(1) 保存活用計画中間報告書 A4版（1部）

- ・第1章、第2章、第3章は完成させること

- ・ 6 (2) ア及びイ～キの進捗状況及び成果物
- ・ 委員会議事録、記録等を付すこと
- ・ 6 (2) に示す写真や図面等を付すこと

8 納品場所

盛岡市交流推進部観光課

9 納期限

令和 8 年 2 月末

10 その他

(1) 協議打合せ

受注者は、契約後速やかに担当技術者を選定し、当初の打合せからその任に就かせることとする。担当技術者はヘリテージマネージャーの資格を有する者とする。

協議はその都度記録し打合せの際、相互に確認すること。

(2) 関係者協議

次の関係者との協議について受注者は責任をもって行わなければならない。

- ・ 文化庁文化資源活用課担当者
- ・ 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課担当者
- ・ 盛岡市関係部局担当者
- ・ その他必要な専門家及び関係機関担当者

(3) 貸与資料

- ・ 「盛岡市指定文化財 旧第九十銀行本店保存・修理・活用工事報告書（第 2 版）」平成 15 年 3 月盛岡市発行

※その他必要資料については発注者・受注者の協議により定める。

(4) その他、仕様書に定めのない事項については発注者・受注者の協議により定める。